

今後の市立2病院の経営再建等に向けた確認事項について

令和7年1月31日 長浜市病院再編推進本部決定

今後の市立2病院の経営再建等に向けた確認事項

市立2病院の令和6年度の経常損失約24億円の発生（推計）を踏まえ、長浜市病院事業の再建及び長浜市財政への影響回避のために、長浜市病院事業は、次の事項について調査検討の上、令和7年7月上旬までに病院再編推進本部に報告を行うものとする。また、令和7年4月以降、検討状況を毎月病院再編推進本部に報告するものとする。

なお、調査検討については、下記の留意点を踏まえて行うものとする。

- 1 平成24年度以降、令和3年度、令和4年度を除き発生している経常損失の推移とその発生原因。令和6年度の経常損失が約24億円（推計）に拡大する原因
- 2 過去の予算が継続的に収支均衡とされてきた理由
- 3 経常収支を均衡させるための具体的な経営改善策及び経常収支の見込み（均衡の時期については、以下の2通りの検討を行うこと）
 - ①令和8年度末まで
 - ②令和11年度末まで（8年度末までに経常損失を12億円まで改善すること）
- 4 湖北病院の整備方針の変更の必要性及び変更の必要性がある場合の変更の内容（市立2病院の経営状況を踏まえた再検討を行い、変更の必要性がある場合は、整備のあり方及びその所要額を明らかにすること。下記の留意点を踏まえること）
- 5 令和11年度末までに目指すべき市立2病院の規模及びあり方（病院機能）並びに湖北地域の病院再編の姿

（留意点）

- ・経営改善策策定の前提として、診療科別の収支分析を行うこと
- ・経営改善の必要性に鑑み、施設整備や医療機器に係る新たな投資は認めない
- ・湖北病院の整備計画はすでに決定済みであるが、今回の事態に鑑み、その見直しの必要性について検討し、必要性がある場合は、その所要額が117億円から抑制される場合は、抑制額の12%～41%について、病院事業への財政支援への充当を認める
- ・前項以外に、長浜市からの財政支援は原則として行わない。真にやむを得ない理由により財政支援が必要な場合は、病院事業は理由と必要総額を明らかにすること。その際、将来の市政のために必要な基金を守るため、一般会計において聖域

なき歳出抑制を行うことにより、その財源を確保するものとする

- ・ 目指すべき市立2病院の規模及びあり方並びに病院再編の姿の提示については、病院再編に係る今後の滋賀県や京都大学・滋賀医科大学、日赤との協議の状況を踏まえること。市立病院が担ってきた機能や現在の規模を前提とせず、回復期・慢性期中心の病院として運営することについても、必ず具体的に検討すること。また、急性期病院として長浜赤十字病院が存在すること、同病院の同意が得られない限り、救命救急センターの県指定や周産期、小児、災害、原子力災害などの政策医療の移転が困難なことを踏まえた現実的な案を明示すること